

だいにしらたけ さと していしゅうろうけいぞくしえん がた じゅうようじこうせつめいしよ
第二白竹の里(指定就労継続支援B型)重要事項説明書

この重要事項説明書は、当法人が経営する第二白竹の里(指定就労継続支援B型)とのサービス利用契約を締結される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき事業所の概要、提供されるサービスの内容等、契約上の重要な事項について説明するものです。

じぎょうしゃ がいよう
1. 事業者の概要

事業者の名称	しゃかいふくしほうじん せい りゅう かい 社会福祉法人 清 流 会
代表者氏名	りじちょう あさい ながよし 理事長 浅井 長可
事務所の所在地	ぎふけんかもぐんしらかわちょうあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	でんわ 電話 0574-73-1311 FAX 0574-73-1325

じぎょうしよ
2. 事業所

事業所の名称	だいにしらたけ さと 第二白竹の里
事業所の所在地	ぎふけんかもぐんしらかわちょうあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	でんわ 電話 0574-73-1311 FAX 0574-73-1325
サービスの内容	していしゅうろうけいぞくしえん がた 指定就労継続支援B型
利用定員	にん 20人
主たる対象者	さいいじょう ちてきしやう しゃ せいしんしやう しゃ しんたいしやう しゃおよ なんびやうとうたいしやうしゃ 18歳以上の知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者及び難病等対象者

じぎょう もくてきおよ うんえい ほうしん
3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	じぎょうしよ こよう こんなん しやう しゃ ふくしてきしゅうろう せいさんかつ 事業所に雇用されることが困難な障がい者について、福祉的就労や生産活動の機会を提供を通じて知識及び能力の向上を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。
運営の方針	りやうしゃ はたら とお い たいかん う ば じぎょううんえい 利用者が働くことを通して、生きることを体感し得る場であることを事業運営の究極の目標として、社会性の伸長並びに職業能力の育成に努めます。

しせつ がいよう
4. 施設の概要

たてもの
(1) 建物

たてもの 建 物	こう ぞう 構 造	もくぞうじゆんたいかこうぞういちぶてつきん ぞう かいだて 木造準耐火構造一部鉄筋コンクリート造2階建
	の ゆかめんせき 延べ床面積	97.91㎡
しき ち めん せき 敷 地 面 積		9,549.56㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
訓練・作業室	2	49.40 m ²	
更衣室	2	6.40	男女各1室
洗面所	2	3.60	男女各1室
便所	2	14.13	男女各1室
食堂	1	127.83	※
厨房	1	56.70	※
相談室	1	8.70	※
会議室	1	47.70	※
事務室	1	187.30	※

(※は、指定障害者支援施設と兼用)

5. 職員の職種・員数及び職務の内容

職種	員数	区分				職務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			統括管理
サービス管理責任者	1		1			利用計画の作成
生活支援員	2	1		1		利用者の就労支援
職業指導員	1	1				利用者の作業支援
栄養士	1		1			食事の栄養管理
調理員	1	1				給食の調理
運転手	1				1	送迎車両の運転
事務員	3		3			庶務事務

6. 職員の勤務体制(主に常勤職員の勤務)

職 種	勤 務 体 制	運営規程の概要
管理者	V勤(8:00~17:00) M2勤(8:30~17:30)	1名
サービス管理責任者	V勤(8:00~17:00) M2勤(8:30~17:30)	1名
生活支援員	V勤(8:00~17:00) I勤(7:00~12:00)	2名以上
職業指導員	J勤(7:30~16:30)	1名以上
栄養士	日勤(8:00~17:00)	1名以上
調理員	A勤(6:00~15:00) B1勤(7:00~16:00) B2勤(9:00~18:00) C勤(9:30~18:30)	1名以上
運転手	G勤(7:30~9:00及び16:00~17:45 並びに15:30~16:30)	1名以上
事務員	日勤(8:00~17:00)	2名以上

※上記の勤務を基本に各月の勤務表に定めるところとする。

7. サービス提供日及び提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日で事業所が定める休業日を除く。ただし、必要に応じて土・日曜日にサービス提供を行うことがあります。
サービス提供時間	午前9時から午後4時。ただし、自然災害の発生の恐れがあるとき、又は気象状況が身体の安全を脅かす恐れがあるときは、サービス提供時間を短縮することがあります。

8. 訓練等給付費対象サービスの内容

当事業所では、利用者に次のサービスを提供します。
 当事業所で行うサービスは、毎年度、利用者個々の希望や支援課題等を把握し、支援目標となる「個別支援計画」を作成して、この「個別支援計画」に基づいて支援を行います。「個別支援計画」は、事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、「個別支援計画」の写しを利用者に交付いたします。

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の献立により、栄養バランスと利用者の年齢、心身の状況及び嗜好等に配慮するとともに、選択メニューや嗜好調査を反映したメニュー提供に努めます。 食事は、献立に基づき調理員が調理した出来たてのものを提供します。 自ら食事を摂ることが困難な人には、食事介助を行います。 <食事時間> 12:00から13:00

しゅるい 種 類	ない よ う 内 容
はいせつ 排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向け適切な支援を行います。
きのうくんれん 機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 水曜日の午後に機能訓練を行い身体機能の維持向上を図るとともに、毎日の活動の前に散歩や体操を行うなどによりADLの向上に努めます。
しゅうろうしえん 就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 作業を通して職業自立を目標に就労支援を行います。作業種目としては洗濯、シーツのアイロン掛け、花苗栽培等を柱に、利用者の障がいの特性や希望を尊重して適切な作業種目を選定します。また、作業を通して利用者の就労姿勢の育成や耐性の強化、作業能力の向上に配慮した支援を行います。
しせつがいしゅうろうとう 施設外就労等	<ul style="list-style-type: none"> 就労能力の向上と工賃アップを図るとともに一般就労への道を開くため利用者の希望を取り入れながら受け入れ企業の開拓を行い、施設外就労や施設外支援にも取り組みます。
じっしゅうさきぎょうとう 実習先企業等の 紹介	<ul style="list-style-type: none"> 就労能力の向上した利用者には、希望により企業実習の機会が提供できるよう受け入れ先の開拓、紹介に努めます。
きゅうしよくしよくばていちやく 求職・職場定着 支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労能力が向上し就労を希望する利用者には、ハローワーク等関係機関との連携を図り求職活動を支援します。 企業等への就労が実現した利用者には、退所後においても職場定着が出来るよう側面的な支援を行います。
せいかつそうだん 生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族からの生活上の様々な相談について、誠意を持って対応し、必要な援助を行うように努めます。
けんこうかんり 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託医師により年2回健康診断を行い健康管理に努めます。 常時は、疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時は必要によって主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 サービス提供中に利用者が医療機関の受診が必要となった場合には、その付き添い等について配慮します。 服薬の必要な利用者には、生活支援員が管理し、服薬時に適切な支援を行います。
ほうもんしえん 訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> 何らかの都合で欠席日が続く場合には、生活支援員等が家庭を訪問して利用者の状態を確認したり相談に応じるなど復帰を支援します。
そうげい 送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩での通所が困難、又は公共交通機関を利用してのサービス利用が困難な利用者には、送迎車両を運行して通所のための移動を支援します。また、公共交通機関を利用される利用者には、利用の際の援助を行います。
た その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記サービス提供に係る必要な介護・支援・相談・助言を行います。

9. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、白川町及び東白川村の全域とします。

10. 工賃の支払

作業活動に従事した利用者には、別に定める工賃支払規程に基づき工賃をお支払いします。なお、特段の事情がない限り、1カ月当たりの工賃の平均額は、1人当たり3,000円を下回らないものとします。

11. 利用者から受領する費用の種類及びその額

事業者が利用者にお支払いいただく費用は、次のとおりです。

- (1) サービスを提供した際には、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。
- (2) 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型のサービスを提供した際は、利用者から当該サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現にサービスに要した額)の支払を受けるものとする。この場合、提供した当該サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。
- (3) 上記以外の費用の額
ア 食事の提供に要する費用
昼食 1食につき600円(うち食材料費320円)
ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号から4号までに掲げる支給決定障害者等に食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。
イ 日用品費の実費
ウ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
旅行、野外演習、予防接種等の費用は、原則として利用者の負担となりますが、事業所において費用を負担する場合は、その額を除きます。
- (4) (1)から(3)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付するものとします。

12. 費用の支払方法等

利用者負担額等の支払は、事業者からの請求をもとに以下の方法でお支払いください。

＜支払方法＞

- 金融機関からの口座振替又は現金納付
- ご利用できる金融機関：株式会社ゆうちょ銀行又はめぐみの農業協同組合
- 口座振替日(支払日)：毎月25日(当日が金融機関の休業日の場合は直後の営業日)
- 口座振替手数料は、事業者が負担します。

13. 苦情等に関する対応

<p>事業所の相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決責任者：統括管理者 窓口担当者：生活支援員 ご利用時間：8:00～17:00(事業所の営業日) 電話：0574-72-1311・FAX：0574-72-1325 事業所内に苦情受付箱「なんでも意見箱」を設置していますのでご利用ください。
<p>苦情解決第三者委員</p>	<p>藤井 久子 今井 達美 村瀬 昭成</p>
<p>市町村福祉課</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課</p>
<p>県の相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6階 名称：岐阜県運営適性化委員会 電話：058-278-5136・FAX：058-278-5137

14. 虐待防止に関する対応

<p>事業所の相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止責任者：統括管理者 窓口担当者：生活支援員 ご利用時間：8:00～17:00(事業所の営業日) 電話：0574-73-1311・FAX：0574-73-1325
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

15. 医療機関及び緊急時等の対応

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 白水会 白川病院
院長名	野尻 眞
所在地	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5770番地
電話番号	0574-72-2222
診療科	内科、歯科、眼科、整形外科、泌尿器科、循環器科等

(2) 緊急時及び事故発生時における対応

ア サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合や事故発生時には、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに、ご家族にご連絡いたします。また、必要なケースについては、県、市町村等関係機関に報告します。

イ サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「白竹の里消防計画」ほかマニュアルにより対応します。
平常時の訓練	別途定める「白竹の里消防計画」にのっとり、年6回の避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知器 ・ 非常通報装置 ・ スプリンクラー設備 誘導灯 ・ 消火器 ・ ガス漏れ感知器 ・ 非常用電源 カーテン、フローアマット等は防災性のあるものを使用しています。
消防計画等	<ul style="list-style-type: none"> 消防署への届出日：令和3年4月1日 防火管理者 事務長

17. 事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ず職員に連絡し面会簿に記録をお願いします。
外出	利用者を外出させる際には、外出届を担当職員まで提出していただき、許可を取ってください。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	白竹の里敷地内は全て禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18. 個人情報^{こじんじょうほう}の扱い^{あつかい}

(1) 個人情報^{こじんじょうほう}の管理^{かんり}

- ・ 利用者^{りようしゃ}の個人情報^{こじんじょうほう}の取得^{しゆとく}、あるいは他のサービス事業者^たへの情報提供^{じょうほうていきよう}については、事前^{じぜん}に利用者^{りようしゃ}の承諾^{しやうだく}を得^えるようにします。
- ・ 事業所^{じぎょうしょ}が保有^{ほゆう}する利用者^{りようしゃ}の情報^{じょうほう}について、紛失^{ふんしつ}、漏洩^{ろうえい}、改ざん防止^{かいぼうし}、及び不正なアクセス等^{およふせいとう}によるリスク^{りすく}に対して必要な安全対策等^{あんぜんたいさくとう}を講じて適切な管理^{てきせつかんり}を行います。

(2) 個人情報保護^{こじんじょうほうほご}等に関する相談窓口^{かんそうだんまどぐち}

- ・ 事業所^{じぎょうしょ}が保有^{ほゆう}する個人情報^{こじんじょうほう}の開示^{かいじ}、訂正^{ていせい}、保護^{ほご}等^{ごとう}についてのご相談^{そうだん}、お問い合わせ^{とあひせ}については、法人事務局^{ほうじんじむきょく}へご連絡^{れんらく}ください。
- ・ 電話^{でんわ} 0574-73-1311 ・ FAX 0574-73-1325

19. 第三者評価^{だいさんしゃひやうか}の実施状況^{じっしじょうきよう}

実施 ^{じっし} の有無 ^{うむ}	無 ^な し
-------------------------------------	------------------

20. サービス提供^{ていきよう}開始日^{かいしび}

サービス提供開始 ^{ていきようかいし} が可能な年月日 ^{かのうねんがつび}	サービス利用契約締結 ^{りようけいやくていけつひ} の日から
----------------------------------------------------------	-----------------------------------------

重要事項等^{じゅうようじこうとう}の説明^{せつめい}の年月日^{ねんがつび}

令和^{れいわ} 年^{ねん} 月^{がつ} 日^{にち}

私は、事業者^{じぎょうしゃ}から本書面^{ほんしょめん}に基づいて指定就労継続支援B型^{していしゅうろうけいぞくしえん}に関するサービス^{がたかん}の重要事項等^{じゅうようじこうとう}について説明^{せつめい}を受け、当該サービス^{とうがい}の提供開始^{ていきようかいし}に同意^{どうい}します。

利用者 ^{りようしゃ}	住所 ^{じゅうしょ}	
	氏名 ^{しめい}	(印)

※ 上記^{じょうき}の記載^{きさい}は、利用者^{りようしゃ}が身体等^{しんたいとう}の状況^{じょうきよう}により署名^{しよめい}ができないため、私^{わたくし}(代理人^{だいにん})が利用者本^{りようしゃほん}人の意志^{いし}を確認^{かくにん}の上、代筆^{うえ}しました。

代理人 ^{だいにん}	住所 ^{じゅうしょ}	
	氏名 ^{しめい}	(印)
	利用者との関係 ^{りようしゃかんけい}	

前述^{ぜんじゆつ}の重要事項等^{じゅうようじこうとう}の内容^{ないよう}について、説明^{せつめい}しました。

事業者所在地 ^{じぎょうしゃしよざいち}	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2 ^{ぎふけんかもぐんしらかわちやうあこうばんち}
事業者名 ^{じぎょうしゃめい}	社会福祉法人 清流会 ^{しゃかいふくしほうじんせいりゅうかい}
代表者氏名 ^{だいひょうしゃしめい}	理事長 浅井 長可 ^{りじちやうあさいながよし}
事業所名 ^{じぎょうしよめい}	第二白竹の里 ^{だいにしらたけさと}
説明者職氏名 ^{せつめいしやくしめい}	(印)